

一般財団法人大阪はびきの観光局賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人大阪はびきの観光局（以下「局」という。）の賛助会員及び賛助会費に関し、必要事項を定めることを目的とする。

(賛助会員の種類)

第2条 賛助会員は、定款第34条の規定による賛助会員とし、次の2種類とする。

- (1) 団体賛助会員
- (2) 個人賛助会員

(賛助会員の資格)

第3条 賛助会員とは、局の設立目的に賛同する者であつて、局が賛助会員として認めた者をいう。

(賛助会費の納入)

第4条 賛助会費は、次のとおりとする。

- (1) 団体賛助会員(年額) 1口1万円
- (2) 個人賛助会員(年額) 1口1万円

2 賛助会費は、事業年度ごとに1口以上の賛助会費を納入しなければならない。

(入会)

第5条 団体賛助会員に加入しようとする者は、様式第1号「団体賛助会員入会申込書」に、個人賛助会員に加入しようとする者は、様式第2号「個人賛助会員入会申込書」に所要事項を記入の上、申し込むものとする。

(退会)

第6条 賛助会員は、死亡、解散、破産、除名又は届出により退会する。この場合、様式第3号「賛助会員退会届」を提出しなければならない。

- 2 前項の場合、納入した会費の返還には応じない。
- 3 賛助会員が正当な理由なく1年以上賛助会費を納入しないときは、理事長は、賛助会員たる権利を停止することができる。
- 4 賛助会員に、局の目的にふさわしくない行為があつた場合は、理事会の決議により、その賛助会員を除名することができる。

(賛助会員の資格の継続)

第7条 毎年2月末日までに退会の届出がない場合は、翌年度についても継続して賛助会員となる申込みをしたものとみなす。

(団体賛助会員の特典)

第8条 団体賛助会員は賛助会費を納入した事業年度ごとに、局が持っている観光情報などを配信するメールの受信や、局が運用するウェブサイトへの団体名の掲出などの特典を受けることができる。

附 則

1 この規程は、令和5年1月13日から適用する。